

平成29年度
大阪労働局における重点対策
事項に係る取組状況

資料目次

- (1) 雇用環境・均等の分野…………… (1～7頁)
- (2) 労働基準の分野…………… (8～23頁)
- (3) 職業安定の分野…………… (24～29頁)
- (4) 需給調整事業の分野…………… (30～31頁)
- (5) 労働保険適用徴収の分野…………… (32頁)

【働き方改革の推進】①

雇用環境・均等の分野

大阪働き方改革推進会議の取組

平成28年10月31日に開催した第2回大阪働き方改革推進会議において策定した具体的な取組の進め方を示したロードマップを含む基本方針に基づき、働き方改革の取組を推進しています。また、年2回開催している大阪働き方改革推進会議において基本方針・ロードマップの進捗状況を取りまとめ、労働局ホームページにおいて周知しています。

全国初！

ロードマップによる全関係機関の施策の進捗管理を実施

主な取組と進捗

全国初！

大阪働き方改革の推進に係る関係機関の情報を集約して当局ホームページに **◆平成29年5月公開**



全国初！

池田泉州銀行が厚生労働省の認定企業等を対象に融資面での支援を開始



◆認定企業に対して融資を実施！

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
労働政策・労働市場の整備	介護労働に関する作業部会 高校生・大学生等に対する職業教育・労働教育 御用艇艇員の適材教育		
労働政策・労働市場の整備	トラック輸送におけるパイロット事業等 「産出」「産消」連携の推進 下請 次世代に対する進捗状況の調査		
労働政策・労働市場の整備			高齢者等の就業機会創出 「働き方改革」に関する労働者保護の強化
労働政策・労働市場の整備			「働き方改革」に関する労働者保護の強化 「働き方改革」に関する労働者保護の強化

過去最大級！

「近畿ブロック外国人留学生合同企業説明会2017」開催



◆平成29年5月26日開催！

参加企業 149社
参加者 1,050名

◆11月には留学生の就職面接会を開催予定

全国初！

「派遣労働に関する作業部会」を開催



◆平成29年6月20日設置、開催！

全国初！

「介護労働に関する作業部会」

- ◆平成28年12月より4回開催
- ◆賃金制度等に関して成果・課題などを検討



全国初！

「就労型インターンシップ」モデル事業

◆平成29年度8月に実施！

過去最大級！

障害者雇用に関する事業主指導ローラー作戦実施中！

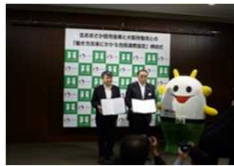
金融機関との連携

地域の中小零細企業等と密接に関わりがある金融機関との連携は、企業の働き方改革、労働生産性向上に向けた取組促進の効果が期待されます。金融機関と連携して、助成金制度の活用の周知など、働き方改革に取り組む中小企業事業主等を支援する取組を行います。さらに、「労働生産性の向上」に関する労働局職員研修を実施するなど、大阪の働き方改革を推進していきます。

金融機関との協定や、金融機関に対する勉強会の実施は全国初の試み

働き方改革にかかる包括連携協定を締結

大阪信用金庫(平成28年8月2日)
池田泉州銀行(平成28年10月21日)
りそな銀行(平成28年10月25日)
近畿大阪銀行(平成28年10月25日)



北おおさか信用金庫(平成29年5月16日)

連携を希望する金融機関と「働き方改革」にかかる包括連携協定を随時、締結していきます。

「企業の生産性向上に関する勉強会」の開催

労働局職員に対して、池田泉州銀行融資担当者を講師に招き、「労働生産性向上」に関する勉強会を開催。



労働局・署所の
幹部職員80名受講

今後も「労働生産性の向上」に向けて金融機関と連携していきます。

「働き方改革」を地域から発信

★ 全国初！ 産・官・学・金の コラボイベント を開催 ものづくり企業が元気になるキックオフ・ミーティング ～平成29年6月2日東大阪地域ものづくり企業対象～

ものづくり企業、東大阪労働基準監督署・ハローワーク布施、近畿大学、大阪信用金庫がコラボし、「産・官・学・金」からなる“ものづくり企業が元気になるキックオフミーティング”を全国で初めて開催。



【第1部】
署所、大学、金融機関、からのセミナー
【第2部】
署所、大学、金融機関、企業担当者
による座談会

★ 金融機関と連携したイベントの開催



監督署やハローワークでも
「働き方改革セミナー」を開催



銀行主催の「働き方セミナー」を後援。

金融機関と連携したセミナーを実施

大阪労働局働き方改革推進本部の取組

リーディングカンパニーへの直接要請

平成27年に設置した大阪労働局働き方改革推進本部の取組として企業トップの発意による働き方改革の推進を啓発するために、地域における他の企業等への影響力が特に大きいリーディングカンパニーに対し、局幹部が働き方改革の推進について直接要請を行っている。

業種ごとの業界団体のトップ企業等を中心に、**局長を中心に各部長が訪問・要請**を実施し、合わせて働き方改革宣言の募集も行っている。

株式会社 代表取締役 〇〇

働き方改革 及び 「労働時間減」に向けた取組に関する要請書

平成は、大阪労働局の業務運営に格別のご理解、御協力をお願い申し上げます。さて、大阪府における労働時間等については、いわゆる正社員等一般労働者の就業労働時間は法定として1,800時間台で推移し、年次有給休暇の取得率も概ね70%とできています。

また、就業人口については、女性の年齢別別々の就業率を示すM字曲線の成長が全国平均に比べ低い水準にあり、2040年までに生産年齢人口が約130万減少して念にはおぼつかない状況で推移するものと考えられています。

平成26年6月24日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂2014-実業への挑戦」では、「働き方改革の実現」や「女性の活躍推進」のための「両立支援のための働き方見直し」が掲げられ、その実現として「働き方改革宣言」の発出が奨励されています。また、長時間労働の削減等働き方の見直しに向けた対応の強化は国政の重要な課題となっています。

このような状況の中で、平成29年3月3日に「フロンティア産業振興プラン」が閣議決定され、働き方の見直しを推進する観点から、働き方を生み出す「経済」(働き方改革の目録GDP600億円)、「夢をつむぐ子育て支援」(希望出生率1.8)、「安心にかなる社会福祉」(介護保険料の1割「三割の負担」の実現を目指す「一歩前進計画」の実現)の推進に向けて、政府を挙げて取り組んでおり、平成29年3月28日には「働き方改革実行計画」(以下「実行計画」という。)が発表されたところです。

この実行計画では、「労務が先駆に立って、働き方の根本にある長時間労働の文化を根絶することが強く期待される」、「労働力の見直しや取引先との協定を、一層強化を推進する」など、抜本的取組に強く取り組んでいます。

今、労働者の心身の健康増進、企業と生産者の関係、働き方と地域・地域の発展を伴った産業キャリアを継続し能力発揮できる環境の整備などに向けて、企業において長時間労働の見直しとする現実的かつ「働き方改革宣言」が求められています。

企業において、働き方の見直しを効果的に進めるためには、企業トップの発意によるその発意のメッセージ発信等を通じて働き方改革等による自主的な取組が不可欠です。



「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、働き方改革の課題という観点だけでなく、企業競争力の多様な源泉や成長の足場ともなるものです。フレックスタイム制、フレックスマン制、短時間勤務、さらには、育児休業が長い期間、早くから働き始め、夕方には家族などと過ごすことにより、夏の生活スタイルを率先化する女性活躍(9月)の活用、夏休み前後の労働時間短縮など働き方の有効性も併用して、家庭責任を伴う労働者の就業の促進の取組をお願いします。

また、役員報酬(女性役員報酬)のおよそ6割が非正規雇用となっている中で、正社員を希望される非正規雇用労働者については、正社員への選別されるようにしていくとともに、柔軟な働き方として非正規雇用を選ばれる方々については、その価値の発揮を促していくことが重要となります。

なお、平成29年4月1日には、有期労働契約が更新されることで2015年を越えた時に、労働者の無期転換申込権が発生します。無期転換から有期労働契約の無期転換制度の確立を促されるようお願いします。

大阪労働局では、平成29年10月21日(労働日、自由日、金融機関等の事務停止)に「働き方改革宣言」を奨励し、「働き方改革は大阪府からスタート」などの取組の下、今後の取組方針として「働き方改革宣言」の募集を促すとともに、働き方改革宣言の募集について、具体的な取組のめざす内容や、平成29年10月21日の募集の趣旨は、取組方針「トップアップ」の取組方針を参照するとともに、6月28日には就業時間に関する作業部会を開催し、今後の就業時間等の取組方針なども、働き方改革宣言を契機とした、貴社に届けてまいります。これらの取組の進展を御報告いたします。貴社の実践に応じて取組を奨励いたしますようお願いいたします。

働き方改革宣言の募集

大阪労働局では平成27年2月21日に「大阪労働局働き方改革推進本部」を設置し、働き方改革は大阪府からスタートする。今後の取組方針として「働き方改革宣言」の募集を促すとともに、働き方改革宣言の募集について、具体的な取組のめざす内容や、平成29年10月21日の募集の趣旨は、取組方針「トップアップ」の取組方針を参照するとともに、6月28日には就業時間に関する作業部会を開催し、今後の就業時間等の取組方針なども、働き方改革宣言を契機とした、貴社に届けてまいります。これらの取組の進展を御報告いたします。貴社の実践に応じて取組を奨励いたしますようお願いいたします。

1. 応募資格
 - 大阪府内に設置する企業(地方自治体、労働組合)など
 - 企業長(社長、専務取締役)または専務取締役、専務取締役がご参加いただけます。
2. 応募方法
 - 貴社の「働き方改革宣言」(用紙に記入の上、大阪労働局 庶務課まで送付ください。【送付先】FAXの番号 06-6949-6494 郵送の番号 〒904-8027 大阪府東区大田4-1-83 大阪府労働局 庶務課 郵送は大阪府労働局HPにてご確認ください。http://www.dohroku.or.jp/working/
 - トップアップポスター「働き方改革宣言」を貼付してください。
3. ホームページへの掲載
 - 応募された働き方改革宣言(のうち、他の企業の専任者たるものは、大阪労働局ホームページに掲載させていただきます。
 - また、優秀なものについては大阪労働局ホームページに掲載させていただきます。

本件問い合わせ先
大阪労働局 庶務課 庶務係
電話 06-6949-6494

要請書↑

平成27年推進本部の設置以降、局長、総務部長、雇用環境・均等部長、労働基準部長、職業安定部長が直接要請(平成29年度10月末現在 46社) ※平成28年度実績 75社

働き方改革宣言募集↑

働き方改革セミナー

○平成29年度第1回働き方改革セミナーを開催し、企業担当者など約400名が参加



働き方改革セミナー

～生産性向上に向けて～

日時 平成29年8月3日(木) 13:15～16:00

会場 エル・おおさか 本館2階 エルシアター (大阪市東区北加美3-1-4)

定員 600名

参加費 無料

内容 過労死を出さないために 労働基準部監督課

事例発表 株式会社ダスキン 積水ハウス株式会社

「わくわく、ドキドキ、心躍る職場」を自ら目指して

～女性活躍推進のその先へ～

プログラム

- 「過労死を出さないために」 労働基準部監督課
- 「無期転換ルールから始める働き方改革」 雇用環境・均等部指導課
- 講演(取組企業による事例発表)
 - ①「安心して長く働き続けるために」 ～株式会社ダスキンの取り組み～ 株式会社 ダスキン
 - ②「わくわく、ドキドキ、心躍る職場」を目指して ～女性活躍推進のその先へ～ 積水ハウス株式会社

株式会社ダスキン

2006年から独自に実施している「無期転換制度」、新しい正社員区分「エリア専任職による転換制度」及び各種ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例を発表

積水ハウス株式会社

「多様なすべての人材が、持てる力を最大に発揮し、個人と企業が持続的に成長する」という積水ハウスグループの考えに基づいた各種取り組み事例を発表

過重労働の解消のための働き方・休み方の改善の促進 (ワークショップによる取組)

○過重労働の改善の取組手法として、ワークショップ（体験参加型の講習会）を開催。参加後、各企業において社内で話し合いを重ねアクションプラン（取り組みプラン）を作成。実行・分析を行った上、改善レポート（取り組み状況の報告）の提出をひとつのステップとして、その後も取組を進めていく。

**平成29年度中 ワークショップ9回開催予定
(平成29年9月末現在 7回開催)**

【参加者の声】

- ・他社も同じ悩みを持っている事が分かった。雰囲気づくり、システムを変えていくことで成果という形で結果を出したい。
- ・他社の取組を知ることが出来て、有意義であった。
- ・このような議論の方法を現場でも取り入れて、情報共有の機会を増やしたいと思います。

※ワークショップ開催後のアンケートでは、参加者の70.1%が「参加して有意義であった」と回答。



平成28年度 大阪版 好事例集

【好事例集の作成】

ワークショップについては、平成23年度から実施し、これまで50回開催、述べ440社以上の企業（平成29年3月末現在）が参加。参加企業のうち、取組が顕著な企業の協力を得て、好事例集を毎年度作成、大阪労働局ホームページに掲載。

大学生等を対象とした 労働法制セミナー・出張相談の実施

○これから就職する学生・生徒等を対象に労働法制セミナーを実施。

【実施状況（平成29年9月末現在）】

参加者数	2,011名
対前年度比	172.1%増

【参加者の声】

- ・セミナーに出ていた事例は、誰にでも起こり得ることだと思うので、自分の身は自分で守れるように労働法について学ぶことが必要だと感じた。
- ・今、アルバイトをしているし、将来、必ず就職するので、労働法に関する話をしてもらえるのはとてもありがたいことだと思った。
- ・労働法を知らないがために不当に働かされている人を減らすためにも、もっと労働法を学ぶ機会を増やすべきだと思った。



○「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン期間（4月～7月）において、大学等への出張相談を実施。

【実施状況（平成29年度）】

	相談者数 (人)	学校数 (校)	回数
大学	106	8	9
短大	8	1	1
計	114	9	10



出張相談の様子

無期転換ルールと高齢者の特例

【大阪労働局における取組】

・無期転換ルールと継続雇用の高齢者の特例、キャリアアップ助成金の説明の実施

→当局主催の説明会やセミナー、各種団体の会合の場において実施。

≪主な説明会≫

4月19日『労働契約セミナー』

5月22日『有期雇用の無期転換から始める「働き方改革」』

9月19日『無期転換ルールと改正育児・介護休業法セミナー』

(平成29年4月以降、延べ12回)

・「無期転換ルールの本格適用に向けた周知啓発キャンペーン」

(平成29年3月末から6月)

→府下地方自治体、関係団体・機関等に周知の協力を要請。

・「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間(平成29年9月、10月)

→「特別相談窓口」を設置

→再度府下地方自治体、関係団体・機関等に周知の協力を要請。

・労働者への周知も重要であることから

→生活情報誌や求人情報誌に記事の掲載

→労働者向けのリーフレットを作成し、府内主要図書館及び府内の主要な女性関連施設に配架を依頼。



りそな銀行 近畿大阪銀行



契約社員・パート・アルバイトの方必見!

平成30年4月以降に満5年超の労働契約により無期労働契約に転換できます!

有期労働者の無期転換ポータルサイトをご覧ください!



まずは、大阪労働局雇用環境・均等部指導課にご相談ください
☎ 06-6949-6494

厚生労働省 大阪労働局

【有期労働契約の無期転換の先進的事例】

金融会社において、雇用契約が更新により通算3年を超えた時、現在締結している契約期間の末日の翌日から無期転換することができる事例。

【高齢者の特例申請件数】

平成27年度346件、28年度597件、**29年度587件**(平成29年9月末)に上り、**増加傾向**にある。

大阪労働局正社員転換・待遇改善実現プラン

平成28年3月25日に「大阪労働局正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定。

計画期間：平成28年4月～平成33年3月(5か年)

【進捗状況】

【項目①】ハローワークによる正社員就職・正社員転換数

目標	プラン策定時	平成28年度実績
36万人 (28-32年度累計値)	7万2千人	正社員就職件数: 11万7千381件

【項目②】ハローワークにおける正社員求人数

目標	プラン策定時	平成28年度実績
190万人 (28-32年度累計値)	36万8千人	39万7千97人

女性の活躍推進

【一般事業主行動計画策定届届出企業数】

平成29年9月末現在
1,543社（うち300人以下 108社）＜届出率 99.4%＞

【えるぼし認定企業数】

- ・取組の実施状況が優良な事業主は、申請することにより厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができる。
- ・認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階。

平成29年9月末現在
28社（うち300人以下 1社）
3段階目 20社
2段階目 7社
1段階目 1社



女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」

【大阪府等との連携】

オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるために設置された「OSAKA女性活躍推進会議」の構成団体として、大阪府・OSAKA女性活躍推進会議が、9月1日・2日にドーンセンターで開催した「OSAKA女性活躍推進ドーン de キラリフェスティバル 2017」において、「女性活躍推進セミナー」を開催する等、大阪府等と連携して、女性の活躍を推進している。



《9/1 女性活躍推進セミナー》

次世代育成支援対策の推進

【一般事業主行動計画策定届届出企業数】

平成29年9月末現在
4,751社（うち100人以下 1,255社）＜届出率 96.9%＞

【くるみん認定企業数】

- ・行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができる。
- ・さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い、一定の基準を満たすと特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができる。

平成29年9月末現在
156社（うちプラチナくるみん認定企業 5社）



【認定制度周知のための取組】

- ・くるみん認定企業、えるぼし認定企業などを対象とした就職面接会として、「フレッシュ就職フェア2017」(6/7)や、「拡大R. M. B 女性活躍・両立支援を推進する企業編」(10/6)を実施。
- ・高校・大学生等に対する「労働法制セミナー」にて、えるぼしやくるみん認定制度を周知。
- ・プラチナくるみん・えるぼし(3段階目)認定企業に対し、局長による認定通知書交付式を実施。

【公共調達における加点評価】

- ・各府省等が総合評価落札方式又は企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、えるぼし認定企業、くるみん認定企業などを加点評価するよう定められている。

【労働相談の充実のための取組】

雇用環境・均等の分野

労働相談件数

平成29年度 (9月末現在)	平成28年度	平成27年度	平成26年度
56,927 件	119,651 件	110,418 件	114,809 件

29年度(9月末現在)の労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は21,174件(37.2%)。

民事上の個別労働相談件数(左記「労働相談件数」の内訳件数)

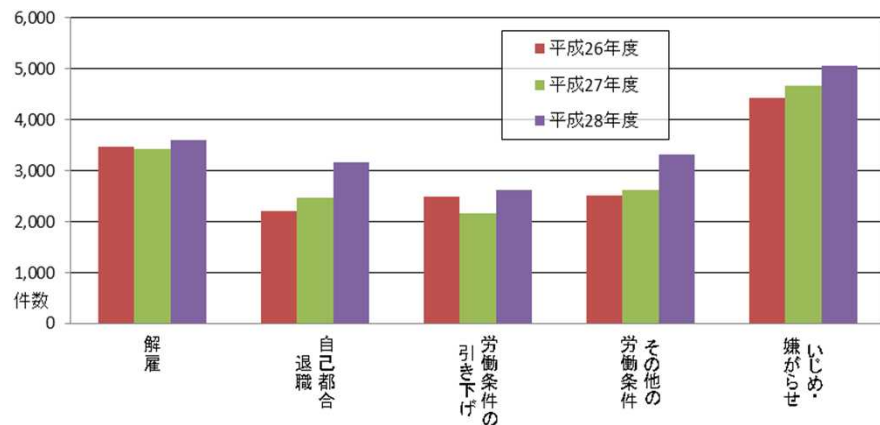
平成29年度 (9月末現在)	平成28年度	平成27年度	平成26年度
10,155 件	21,368 件	19,183 件	19,329 件

29年度(9月末現在)の個別労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は917件(9.0%)。

男女雇用機会均等法・育児・介護休業法・パートタイム労働法に係る相談状況(上記「労働相談件数」の内訳件数)

	平成29年度 (9月末現在)
男女雇用機会均等法に係る相談	723件
うち妊娠・出産等を理由とする 不利益取扱い	169件
育児・介護休業法に係る相談	4,076件
うち育児休業等に係る不利益取扱い	363件
パートタイム労働法に係る相談	44件

民事上の個別労働相談内容の内訳(上位5)



(1人の相談につき複数件計上あり)

労働局長の助言・指導の運用状況(受付件数)

平成29年度 (9月末現在)	平成28年度	平成27年度	平成26年度
346 件	602 件	657 件	708 件

平成28年度に助言・指導を実施した596件のうち、238件(39.9%)が解決した。

紛争調整委員会によるあっせんの運用状況(受案件数)

平成29年度 (9月末現在)	平成28年度	平成27年度	平成26年度
181 件	384 件	408 件	393 件

平成28年度に手続きを終了したあっせん381件のうち、合意成立件数は146件(38.3%)であった。

大阪労働局における過労死等とその防止対策の現状

脳・心臓疾患及び精神障害の労災補償状況

脳・心臓疾患補償に係る補償状況		全国(年度)			大阪(年度)		
		H26	H27	H28	H26	H27	H28
件数全体	請求	763	795	825	83	86	83
	決定	637	671	680	72	76	76
	支給	277	251	260	24	20	25
うち死亡	請求	242	283	261	15	29	18
	決定	245	246	253	17	20	25
	支給	121	96	107	8	3	10

精神障害に係る補償状況		全国(年度)			大阪(年度)		
		H26	H27	H28	H26	H27	H28
件数全体	請求	1456	1515	1586	137	146	144
	決定	1307	1306	1355	140	139	136
	支給	497	472	498	40	39	36
うち自殺	請求	213	199	198	8	15	22
	決定	210	205	176	19	14	17
	支給	99	93	84	7	4	5

ストレスチェック制度の実施状況(平成29年7月末現在)

- 事業場の83.9%がストレスチェックを実施(全国では82.9%が実施(6月末現在))
- 実施事業場の労働者の78.7%が受検
- 受検労働者で面接指導を受けた者の割合はごく少数
- 実施事業場の80.6%の事業場が集団分析を実施

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導状況(平成28年度)

違反率70%超業種	実施事業場数	労働基準関係法令違反事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間	賃金不払残業	健康障害防止措置
合計	1,788	1,164	752	102	229
	(100%)	(65.1%)	(42.1%)	(5.7%)	(12.8%)
接客娯楽業	95	74	53	3	20
	(5.3%)	(77.9%)			
製造業	284	215	155	26	51
	(15.9%)	(75.7%)			
運輸交通業	364	263	189	7	45
	(20.4%)	(72.3%)			
その他	1,045	612	127	17	33
	(58.4%)	(58.6%)			

- 違法な時間外労働があったもののうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
 月80時間を超えるもの 582事業場(77.4%)
 うち、月100時間を超えるもの 383事業場(50.9%)
- 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため指導したもの 1,559事業場(87.2%)
- 労働時間の把握が不適正なため指導したもの 235事業場(13.1%)

過労死等防止対策の推進（1 / 2）

違法な長時間労働を許さない取組みの強化

- ◆ **新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底**
1月発出の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の指導・周知。
周知については、**年間55回の集団指導を実施**予定。
- ◆ **長時間労働等に係る企業本社に対する指導**
違法な長時間労働等を複数事業場で行う企業本社に対して全社的な改善指導を実施。
- ◆ **是正指導段階での企業名公表制度の強化**
過労死等事案も要件に含めるなど公表要件を拡大。
- ◆ **36協定未締結事業場に対する監督指導**
1～3月に行った最低賃金の履行確保監督において、36協定未締結事業場に対して是正を指導。

過重労働撲滅特別対策班(かとか)による取組

- ◆ **法違反となる長時間労働、過重労働事案に最優先で取り組む**
かとか事案の実績
平成28年は2件送致
平成29年は1件送致(10月末現在)

過重労働解消キャンペーン（1）

◆ 重点監督の実施

- ① **長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労働災害請求が行われた事業場等**
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど**若者の「使い捨て」が疑われる企業等**

を対象に、重点監督を実施。

⇒ 重大・悪質な違反が確認された場合は、送検も視野に入れて対応(送検した場合、企業名等を公表)。

◆ 労使の主体的な取組の促進

10月25日(水)に、大阪労働局長から、
○**公益社団法人関西経済連合会**
○**大阪商工会議所**
○**日本労働組合総連合会・大阪府連合会**
に対し、長時間労働の削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組の要請を実施。



過労死等防止対策の推進（2 / 2）

過重労働解消キャンペーン（2）

◆ 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介。⇒ [コクヨ\(株\)本社](#)

◆ セミナー等による周知・啓発

① 過労死等防止対策推進シンポジウム

- 11月2日(木) ● 定員250名
- コングレコンベンションセンター



② 過重労働解消のためのセミナー

- 9月13日(水)、10月26日(木)、11月6日(月)、12月1日(金)
- 定員各100名 ● エル・おおさか



大阪府内の企業と労働者を対象に実施。
過重労働解消・過労死防止対策等をテーマに
広く周知・啓発。

◆ 過重労働解消相談ダイヤル

10月28日(土)に、労働基準監督官がフリーダイヤルで電話相談を受け付ける「[過重労働解消相談ダイヤル](#)」を全国主要都市で実施。

⇒ 受け付けた情報については、監督指導に活用。

【過重労働解消相談ダイヤル実施結果】

相談件数	近畿	全国
今年度	38件	367件
昨年度	144件	712件

主な相談内容（近畿）

長時間労働・過重労働	13件	34.2%
賃金不払い残業	10件	26.3%

メンタルヘルス対策の推進

◆目標

ストレスチェック制度を踏まえたメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とします。

◆ストレスチェック実施結果 の活用状況等アンケート調査の実施

結果の概要

- 概ね全ての労働者が受検したのは、ストレスチェックを実施した事業場の半数
- 集団分析を行った事業場で職場の環境改善計画を策定したのは約1割にとどまる
- 約4割の事業場がストレスチェック以外の方法で高ストレスな職場を把握

◆ストレスチェック制度（平成27年12月1日施行） の実施の徹底

説明会の開催（大阪産業保健総合支援センターと共催）

- 「職場のメンタルヘルス対策セミナー」
5月29日、6月20日、8月9日、9月15日 4回開催
- 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援のための研修会」
7月7日、8月7日、9月1日 3回開催

◆「大阪・職場の健康づくりフォーラム」の開催

- 平成29年10月3日
- 450人参加
- ドーンセンターにて開催。



◆大阪労働局における今後の取組

- ストレスチェック制度実施事例の収集および実施事例集の作成予定
- ストレスチェック制度セミナー（実践編）の実施予定

監督指導等 (1 / 2)

◆ 監督指導件数の推移 (平成29年は1~9月)

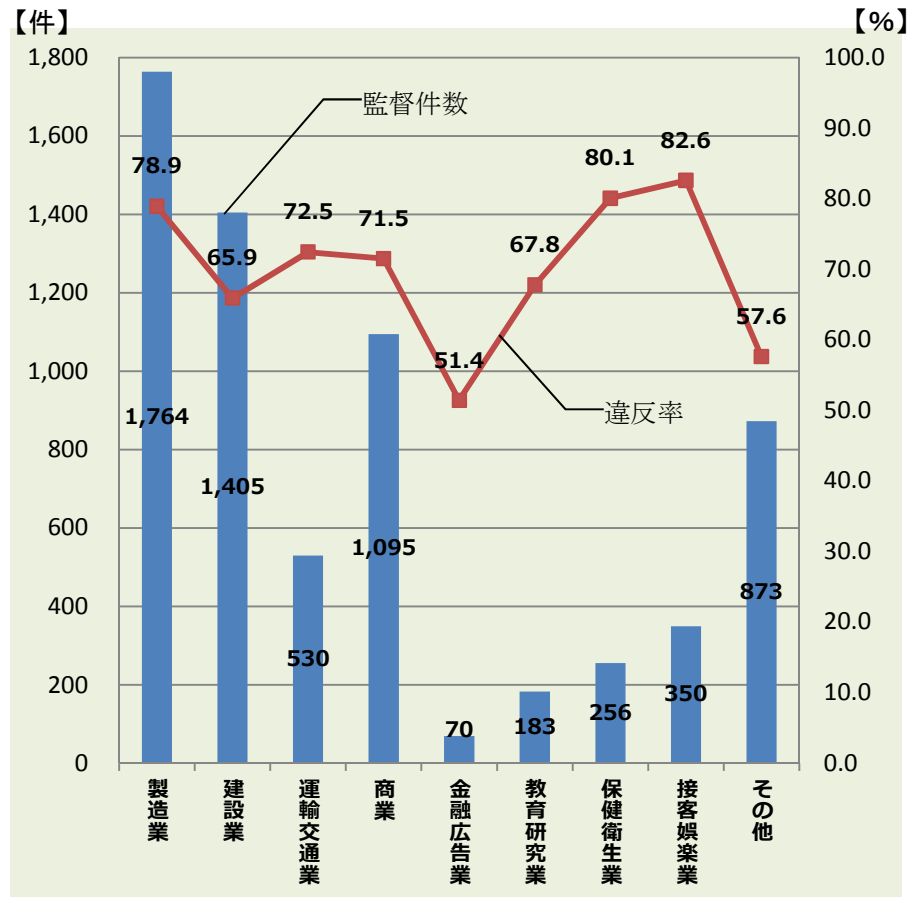
	H27年	H28年	H29年 (1~9月)
監督指導実施件数	6,257	6,526	4,966
うち違反件数	4,700	4,642	3,633
違反率	75.1%	71.1%	73.2%

● 平成28年の主な違反事項・違反率

労働基準法		安全衛生法等	
労働時間	28.1%	定期健康診断	33.0%
割増賃金	17.0%	作業主任者	5.5%
労働条件明示	12.7%	定期自主検査	4.6%
就業規則	10.8%	安全衛生管理体制	8.1%

※ 労働者からの申告に基づき実施した監督(申告監督)及び是正状況を確認するために再び実施した監督(再監督)を除く

【平成28年 業種別の監督指導実施状況】



監督指導等（2 / 2）

◆ 申告監督件数の推移

	H27年	H28年	H29年 (1～9月)
申告監督実施件数	2,205	2,083	1,482
うち違反件数	1,529	1,483	1,046
違反率	69.3%	71.2%	70.6%

● 平成28年の主な違反事項・違反率

違反事項	違反率
賃金不払	39.5%
割増賃金	21.7%
解雇の予告	7.6%

◆ 送検件数の推移

		H27年	H28年	H29年 (1～9月)
労基法等違反	定期賃金の不払	16	5	6
	解雇	0	2	2
	賃金不払残業	6	5	2
	労働時間・休日等	18	18	12
	その他	9	10	3
	計	49	40	25
安衛法違反	機械等危険防止	9	12	6
	作業主任者の選任等	9	1	2
	墜落等危険防止	4	9	7
	労災かくし	7	9	6
	就業制限	3	2	0
	その他	5	7	3
計	37	40	24	
合計		86	80	49

労働基準関係法令の周知取組

◆「初歩から学ぶ労働基準法講座」の開催

事業場における法違反を未然に防ぐことを目的に、事業主や企業の労務管理担当者等を対象として、労働基準法の初歩的な項目について説明する講座を開催。

第3回目からは、働き方改革の科目を加え、内容を拡充した。

「第1回初歩から学ぶ労働基準法講座」

- 平成29年6月5日 ●計 170人参加
- エルおおさか・エルシアターにて開催

「第2回初歩から学ぶ労働基準法講座」

- 平成29年9月5日 ●計 178人参加
- 高槻市立生涯学習センターにて開催

「初歩から学ぶ労働基準法

・働き方改革支援講座」

- 平成29年11月27日
- 大阪商業大学にて開催



◆旅行業界団体に貸切バス運転者の過労運転防止等の協力要請及び意見交換会の開催

◆「バス運転者の過労運転を防止するための旅行業者への関係法令セミナー」の開催

バス運転者においては、他業種と比較して長時間労働の実態が認められ、過労運転によって発生する交通事故は社会的な影響が大きい。これは、過密な旅行行程にも一因があるが、貸切バス事業者は顧客である旅行業者の要望を拒否しづらい立場にあるため、6月に大阪労働局長及び近畿運輸局長から、旅行業者へ貸切バス事業者に対する運賃及び過労運転防止への配慮について協力要請及び意見交換会を行った。

その上で、バス運転者の過労運転を防止するため、旅行業者へ関係法令や発注条件に関するセミナーを開催。

要請及び意見交換会

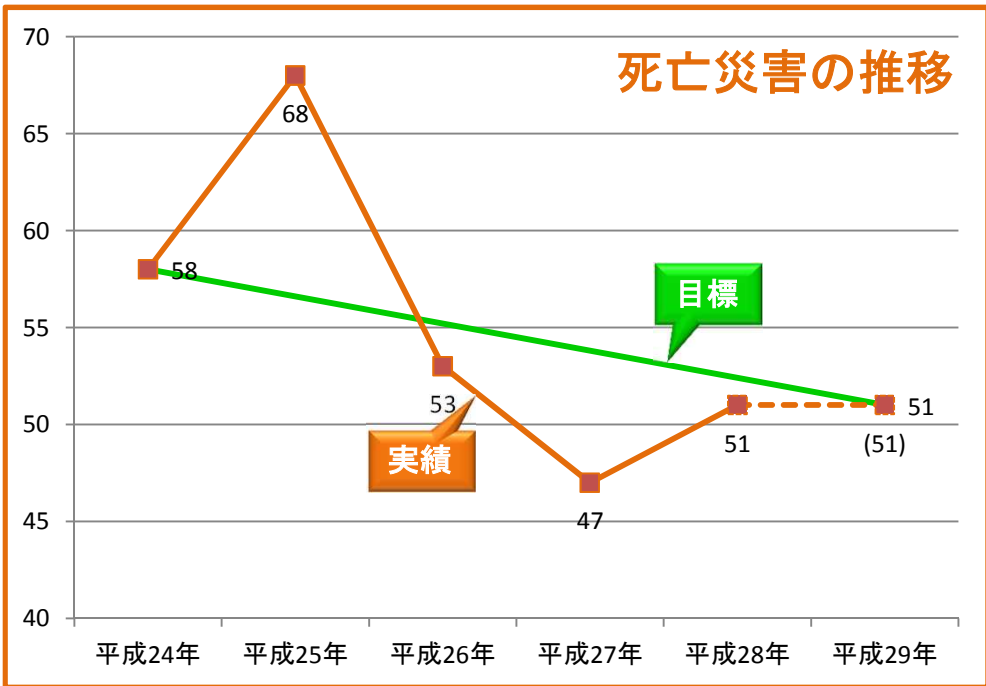
- 平成29年6月14日
- 大阪地方合同庁舎第2号館にて開催
- (一社)大阪バス協会協同組合、大阪府旅行業協会、(一社)全国旅行業協会、(一社)日本旅行業協会に要請

セミナー

- 平成29年10月3日
- 大阪地方合同庁舎第4号館にて開催
- 主に大阪府内大手24業者 31人参加



大阪労働局労働災害防止推進計画（第12次防） 【最終年度】



目標 (死亡災害)

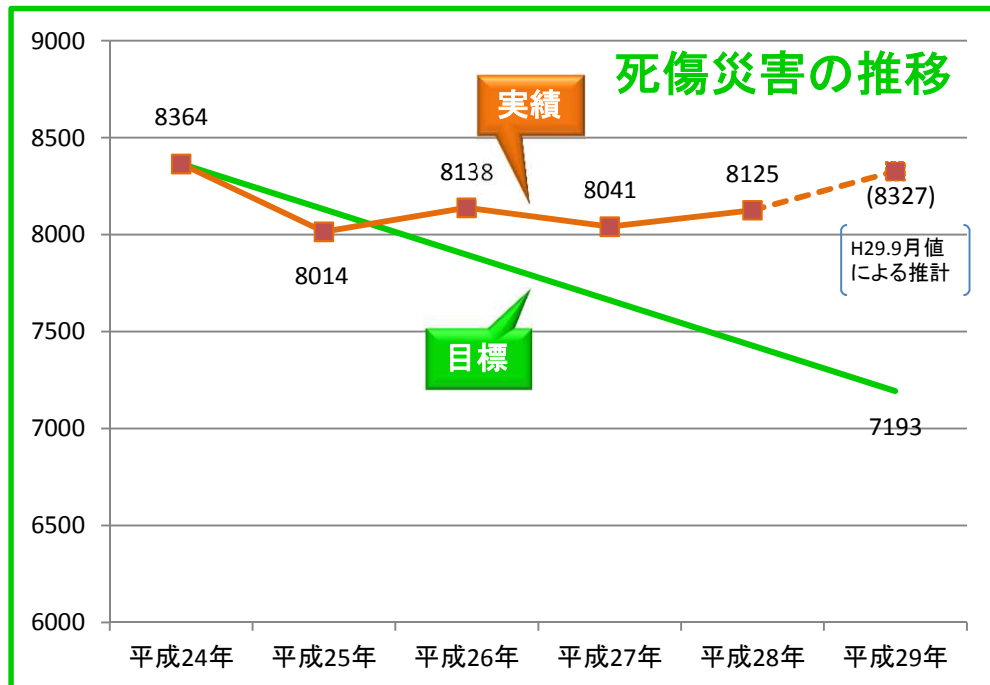
平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による**死亡者の数**を12%以上減少させること

平成29年前半に、死亡災害が急増したため緊急対策を実施した。その結果、一定の歯止めがかかったものの、前半の急増が影響し、前年同期比+50%の状況である(H29.10.10現在42人)

目標 (死傷災害)

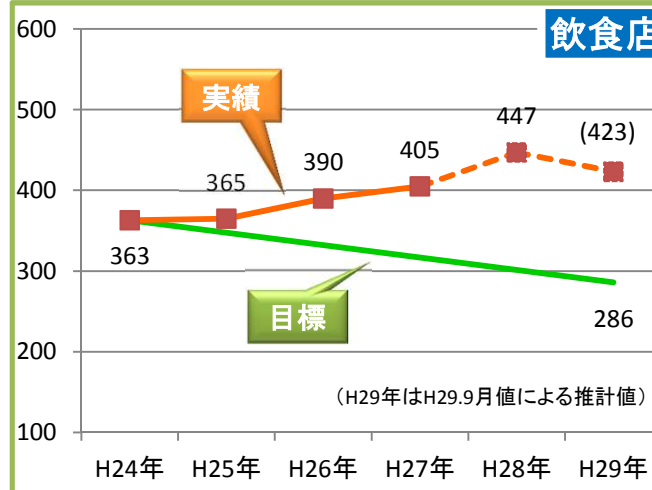
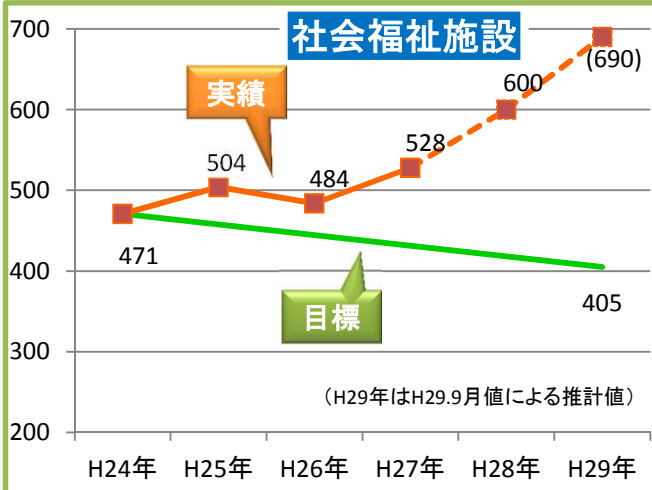
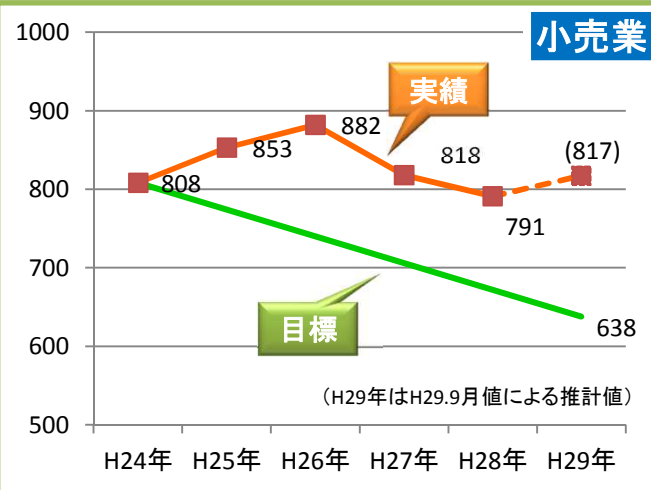
平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上**の労働災害による死傷者の数**を14%以上減少させること

平成27年まではほぼ横ばいであったが、平成29年は推計値によると平成24年とほぼ同数となる見込である
(減少しない要因は「第三次産業」の増加が原因)



労働災害件数を減少させるための重点業種

◆ 重点対象業種 【小売業】 【社会福祉施設】 【飲食店】

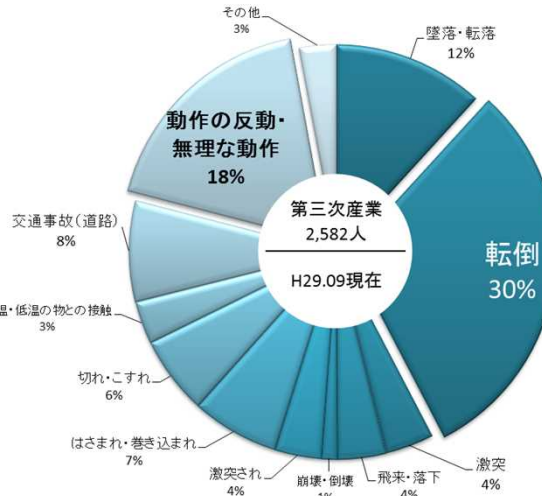


死傷災害発生状況(平成29年業種別・大阪)

[推計値]



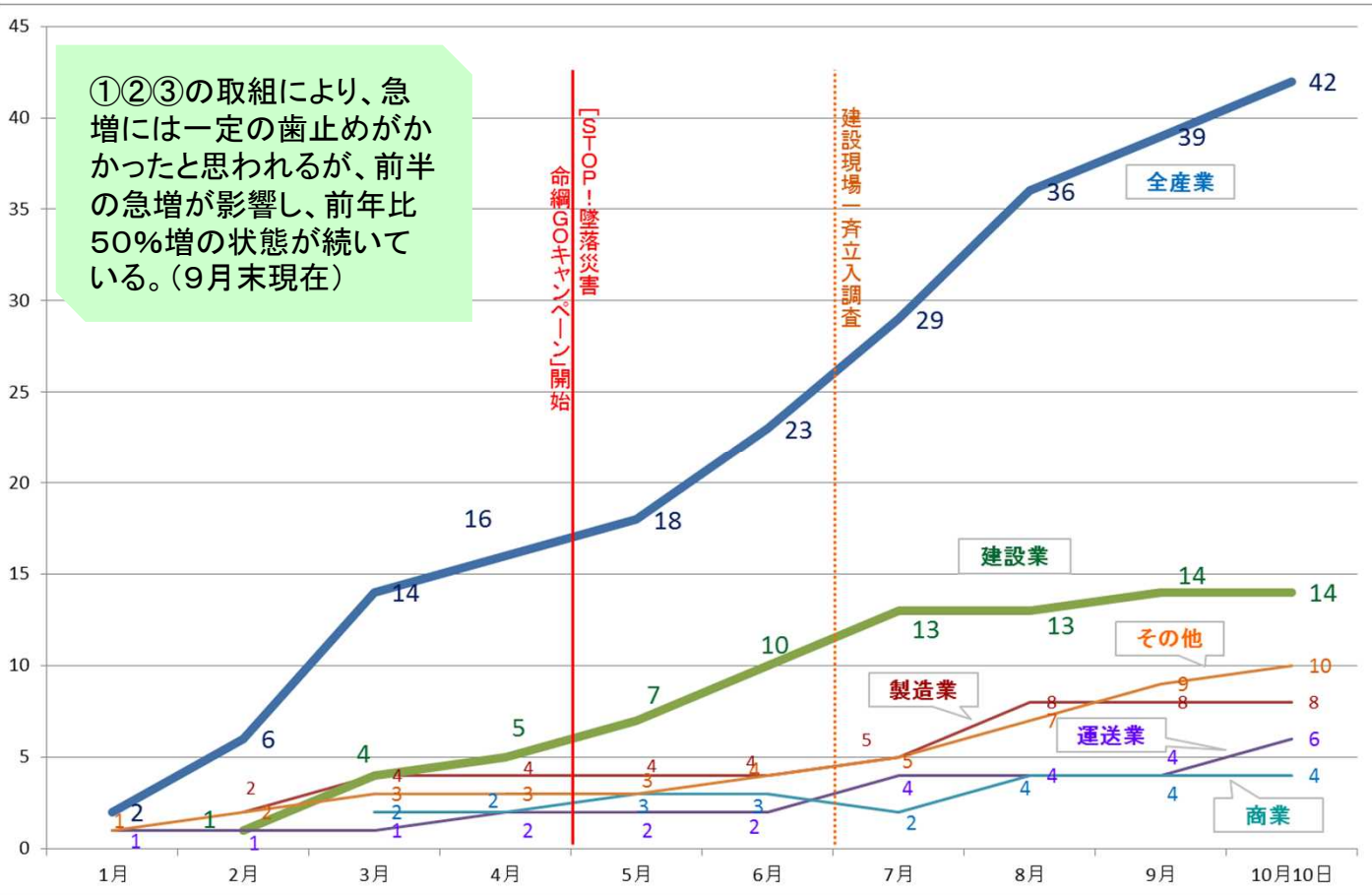
第三次産業 事故の型別【平成29年】(H29.09現在)



労働災害発生件数の減少のためには、「第三次産業」の「転倒災害」を防止することが必須であり、様々な手法を用い、啓発、指導を図ることとしている。

全体に占める「第三次産業」の割合は年々高くなっており、全体の半数を超える。

死亡災害急増に対する取組 《平成29年に入り死亡災害の増加が著しく、4月以降も増加傾向が継続していた》



①②③の取組により、急増には一定の歯止めがかかったと思われるが、前半の急増が影響し、前年比50%増の状態が続いている。(9月末現在)

① 「STOP！墜落災害 命綱GOキャンペーン」の実施

労働基準部長通達「死亡災害防止緊急対策について」(H29.4.13)を発出し、本省指示で健康課が展開する「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」と連携したリーフレットを作成し積極的に広報するとともに、**建設現場の指導等に係る計画を前倒しして実施**。

② 働き方改革の推進に係る包括連携協定の活用

大阪信用金庫と結ばれた働き方改革の推進に係る包括連携協定を活用し、同金庫の**73店舗に設置された140台のモニター**に、建設業以外でも懸念される墜落・転落災害防止に関する**動きのある画像の放映**を依頼、死亡災害急増を広くアナウンスした。

③ 一斉監督(緊急立入調査)の実施

新名神高速道路工事現場での死亡災害の発生を契機として、新名神高速道路工事現場を含む墜落・転落災害懸念現場に対し一斉監督・個別指導を実施した。7月3日から7月20日の間で**232現場に立入り**、8月1日、結果を取りまとめ公表した。46.1%の現場で法令違反を確認(新名神現場では22.7%)。元請から下請への指導不足に関する違反が、法令違反の85%(91件)を占め最多。

第三次産業に対する取組

1 行政が直接働きかける取組

◆ 重点対象業種 ○ 小売業 ○ 社会福祉施設 ○ 飲食店

ア 多店舗展開企業に対する取組(平成28年度第4四半期から継続)

大阪府内に本社機能を有する小売業、飲食店の多店舗展開企業及び多くの社会福祉施設を展開する法人の自主的安全衛生活動を促進するための取組

- ◆ 多店舗展開企業の**本社10社を局長ほか幹部が直接訪問**し、要請(小売業:5社、飲食店3社、社会福祉施設2社)
- ◆ 災害が多発している多店舗展開企業を招集する**連絡会議を継続的に開催**(要請企業の内、社福を除く8社)
(準備会議 H29.3.9 第1回 H29.7.19 第2回 H29.10.18)
- ◆ 要請先以外の災害が多い企業(7社)を招集し、災害防止対策等の情報を共有(H29.10.24)

イ 大規模商業施設に対する取組(平成28年度第4四半期から継続)

- ◆ 大阪労働局管下の13の労働基準監督署が管轄区域内の大規模商業施設の管理組織を訪問する取組
(ア) **テナントへの災害防止指導**を直接要請 (イ) 施設**バックヤード**に、転倒災害防止等に係るポスター等の掲示を依頼

ウ 災害発生事業場に対する取組(平成28年度第4四半期から継続)

- ◆ 休業4日以上労働災害を発生させた第三次産業全事業場に対し、「労働災害防止のための**自主点検等報告書**」の提出を要請

2 外部団体等の協力を得た取組

ア 外部団体等への要請(平成29年1月実施)

- ◆ 日頃から事業場と接する機会が多い**社会保険労務士、労働保険事務組合**に対し、事業場への指導を協力要請
- ◆ 商工会議所・商工会の**経営指導員**に対し、事業場への周知・啓発を協力要請

イ 事業場への指導、周知・啓発のための研修

- ◆ 大阪府社会保険労務士会所属の**社労士への研修**(H29.5.10)
- ◆ 労働保険適正加入**促進員への研修**(H29.5.2)
- ◆ 商工会・商工会議所**経営指導員への研修**(H29.10.30)

ゼロ災・大阪「安全見える化運動」の展開

平成25年度から、**大阪労働局労働災害防止推進計画**の期間に合わせ、**安全の見える化**の普及促進を図り、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進し、健康が確保され安全・安心な現場・職場の実現を図ることを目的に、“**見ること「気づき」から「考動」へ**”をスローガンに「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」を展開している。

◆「安全の見える化」事例集

- 監督署・災防団体による収集事例約800から選考した84の好事例を1冊にまとめた「安全の見える化」事例集を作成・普及促進
- その他、リーフレット、パンフレットに収集した事例を掲載



◆ 命綱GO活動(いのちつなごうかつどう)

- 建設業での墜落・転落災害の防止を図るため、安全帯の使用・点検を柱とした「命綱GO活動」をゼロ災・大阪「安全見える化運動」の一環として展開
- 今年度3年目を迎え、現場への調査の結果、82%が「命綱GO活動」を認知



◆ パネル展示

- 「安全の見える化」事例パネルを大阪中央労働総合会館（大阪



中央署)の1階で常設展示(3か月ごとに更新)

◆ ゼロ災・大阪「安全見える化運動」推進大会の開催

- 平成29年7月3日 ● 530人 参加
- エル・おおさか(大阪府立労働センター)エル・シアターにて開催



◆ ゼロ災ロゴマーク

- 「ゼロ災・〇〇(府県)」のロゴマークを近畿ブロック各労働局で共有し、
- 広域にわたる広報活動に活用



第12次労働災害防止計画 (12次防) → 第13次労働災害防止計画 (13次防)

平成29年11月まで

第12次防のPDCAを意識した分析を行う

平成30年 1月

各署の状況及び本省(案)を踏まえ大阪版13次防(案)を作成

平成30年 2月

大阪地方労働審議会「労働災害防止部会」開催

平成30年 3月

大阪版13次防骨子(案)を大阪地方労働審議会(本審)へ諮問・答申

化学物質による健康障害防止対策の推進

◆目標

職場における化学物質管理の推進のため、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とします。

◆化学物質のリスクアセスメントの義務化

(平成29年3月1日時点・663物質)

- 改正内容の周知(説明会開催)
平成29年8月30日、9月14日、9月20日(113名出席)
- 【ラベルでアクション】運動の展開
GHSマーク(絵表示)があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施
- 製造者等に対する指導
安全衛生水準に応じた指導(指導票の交付、助言等)

◆特定の吸入性有機粉じんによる肺疾患の調査等

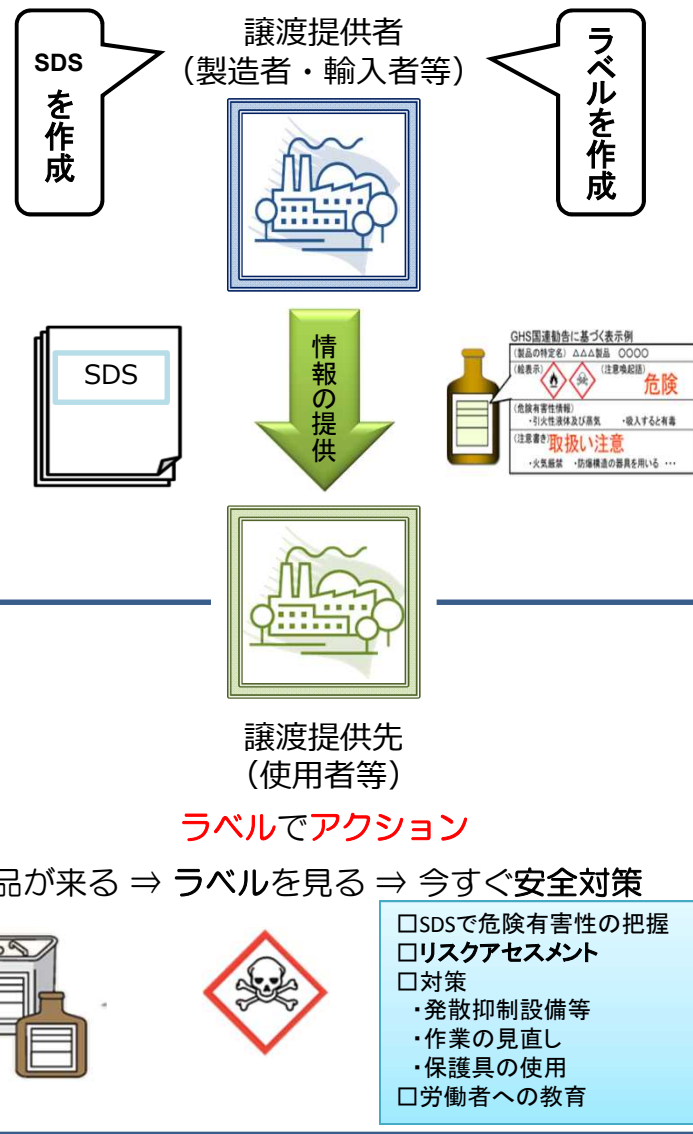
- 「架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物(粉体)の取扱事業場の肺疾患発生状況や健康診断結果調査
- 取り扱っている労働者に対する胸部X線の有所見者に対する精密検査及び若年齢労働者に対する胸部エックス線検査の受診等の指導

◆石綿(アスベスト)による健康障害予防対策

- 自治体との連携
- 工事業者や建築物所有者に対する指導の徹底
- 届出対象工事以外工事への対応

◆大阪労働局における今後の取組

- 化学物質のリスクアセスメントの周知
- 「ラベルでアクション」運動の展開
- 石綿等による健康障害の早期発見のため、大阪府医師会と連携した産業医向け研修会の開催



職業性疾病等予防対策の推進

◆目標（腰痛）

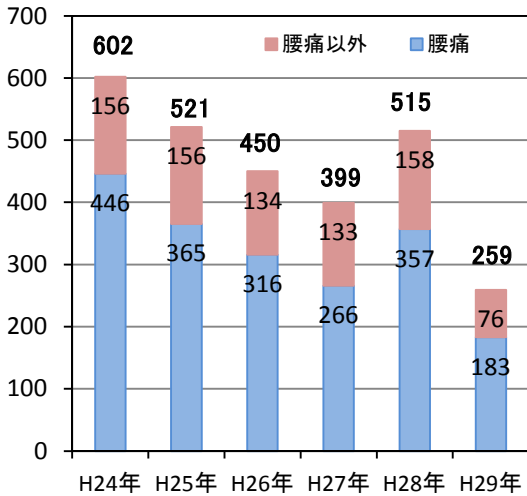
腰痛の業務上疾病に占める割合が大阪では、依然として高い状況で推移しているため、死傷者数を前年に比べて10%以上減少させます。

◆腰痛災害発生状況

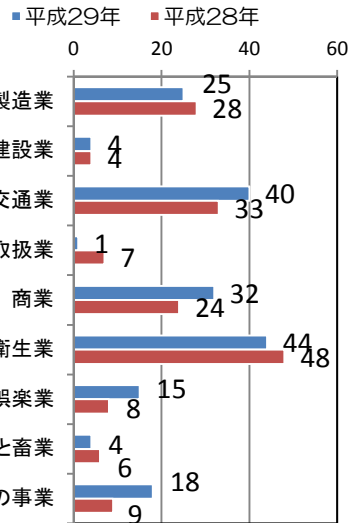
- 腰痛は、長期的には減少傾向にあるが、28年は増加に転じた。
- 業務上疾病全体に占める割合は全国では約6割、大阪では約7割。

業務上疾病に占める腰痛の推移
(大阪)

平成29年は、9月末速報値



業種別腰痛災害発生状況
前年同期比較（9月末速報値）



◆目標（熱中症）

熱中症予防キャンペーン期間中（5月1日～9月30日）、早い時期から予防に取り組むことや「体調が悪いです」と上司に伝えやすい職場・現場環境の実現を図れるよう説明会や指導等を実施します。

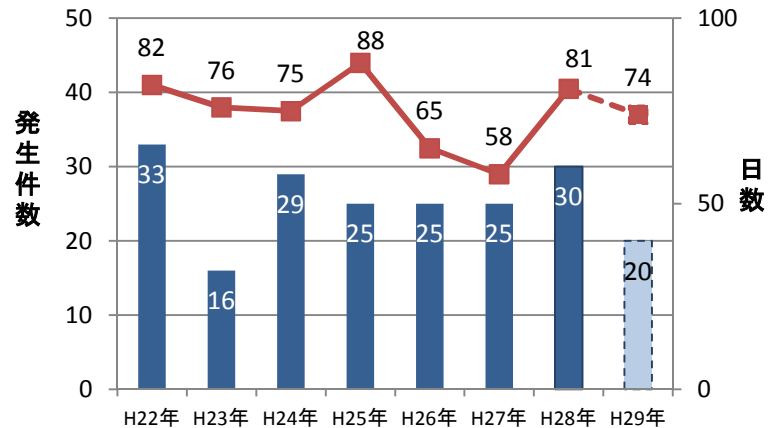
◆熱中症については、

- 早い時期からの取組を周知。
- STOP！熱中症クールワークキャンペーンの展開。

熱中症の発生件数と真夏日の日数（大阪市）

発生件数（休業4日以上） 真夏日（30℃以上）

平成29年は、9月末速報値



◆大阪労働局における今後の取組

- 社会福祉施設を含む保健衛生業や運輸交通業で多発。
- 「職場における腰痛予防対策指針」の一層の徹底。

◆熱中症予防対策セミナーの開催

- 大阪産業保健総合支援センターと共催。
5月23回、6月9回、6月19日、7月6日

【最低賃金制度の適切な運営】

労働基準の分野

大阪府の最低賃金一覧

最低賃金	時間額	発効年月日
大阪府最低賃金	909円	平成29年9月30日
塗料製造業	930円	平成29年11月30日
鉄鋼業	926円	平成29年11月30日
自動車・同附属品製造業	914円	平成29年11月30日
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	912円	平成29年11月25日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	910円	平成29年11月30日
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	910円	平成29年11月30日
自動車小売業	910円	平成29年11月30日

※ 各種商品小売業最低賃金は平成26年9月28日をもって廃止されました。

最低賃金履行確保に向けた取組

大阪府最低賃金の周知

- 大阪府、府下各自治体、使用者団体、労働者団体等に対して広報誌への掲載、ポスターの掲示、各種リーフレットの配架など周知依頼を行った。
- 大学等教育機関、男女共同参画施設、鉄道各社へのポスター掲示を依頼した。
- 新聞、テレビなどマスコミに対する積極的な働きかけを行った。

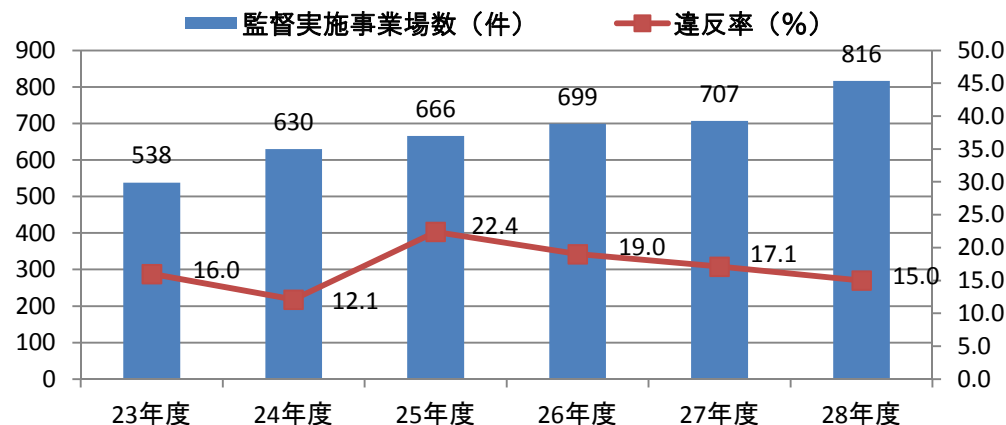
中小企業支援事業の周知

- 業務改善助成金等について、局幹部が関西経済連合会、大阪府中小企業団体中央会など主要団体に直接出向いて周知依頼するほか、生活衛生同業組合等に対して周知依頼を行った。
- 大阪版最低賃金リーフレットに中小企業支援事業制度の案内を掲載した。

その他の取組

- 金融機関との包括連携協定を活用し、大阪信用金庫・北おおさか信用金庫等に対して大阪府最低賃金の広報誌への掲載、リーフレットの配布及び融資担当者による中小企業支援措置への案内を依頼した。
- 近畿経産局の中小企業への支援策パンフレット等を管内監督署へ配付し活用に努めるなど、相互協力を新たな取組として展開している。
- 行政機関の業務委託先において最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう地方自治体に発注時の配慮要請を実施した。今後国関係機関への要請を実施する。
- 最低賃金主眼監督について、監督件数を大幅に増加し、監督時に中小企業支援策の案内を行った。実施にあたりマスコミに事前広報を行った。

最低賃金主眼監督 監督件数及び違反率の推移



1 脳・心臓疾患の労災補償

労災認定要件

業務による明らかな過重負荷(①~③)を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、業務上の疾病として取り扱われます。

①異常な出来事

発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと

②短期間の過重業務

発症に近接した時期(概ね1週間)において特に過重な業務に就労したこと

③長期間の過重業務

発症前の長期間(概ね6か月間)にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと

※発症前1か月間に概ね**100時間**又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たり概ね**80時間**を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる

補償状況		全国(年度)			大阪(年度)		
		H26	H27	H28	H26	H27	H28
件数 全体	請求	763	795	825	83	86	83
	決定	637	671	680	72	76	76
	支給	277	251	260	24	20	25
うち 死亡	請求	242	283	261	15	29	18
	決定	245	246	253	17	20	25
	支給	121	96	107	8	3	10

2 精神障害の労災補償

労災認定要件

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前概ね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること(※)
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

(※)発病前概ね6か月間に起きた業務による出来事(パワハラ、退職強要等)について、その心理的負荷の強度が「強」と評価される場合。

長時間労働がある場合の評価方法

長時間労働に従事することも精神障害発病の原因となり得ることから、長時間労働を次の3通りの視点から評価し、以下の①~③については、心理的負荷の強度が「強」と評価されます。

- ①「特別な出来事」としての「極度の長時間労働」
 - ・発病直前の1か月間に概ね**160時間**以上の時間外労働
 - ・発病直前の3週間に概ね**120時間**以上の時間外労働
- ②「出来事」としての長時間労働
 - ・発病直前の2か月間連続して1月当たり概ね**120時間**以上の時間外労働
 - ・発病直前の3か月間連続して1月当たり概ね**100時間**以上の時間外労働
- ③他の出来事と関連した長時間労働
 - 出来事が発生した前や後、もしくは前後に恒常的な長時間労働(月**100時間**程度)

補償状況		全国(年度)			大阪(年度)		
		H26	H27	H28	H26	H27	H28
件数 全体	請求	1456	1515	1586	137	146	144
	決定	1307	1306	1355	140	139	136
	支給	497	472	498	40	39	36
うち 自殺	請求	213	199	198	8	15	22
	決定	210	205	176	19	14	17
	支給	99	93	84	7	4	5

[決定]: 当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。 [支給]: 決定件数のうち「業務上」と認定した件数。

【雇用失業情勢を踏まえた職業紹介業務の推進】

【人材不足分野等における人材確保等の総合的な推進】

介護分野

介護・医療業界見学バスツアー
 平成29年11月9日(木)開催
 12:30～17:00 (受付:12:15～) ハローワーク堺会場
 ※定員30名 事前予約制【申込締切:11/8(水)迄】

参加施設

- 1 社会医療法人 順徳会 日野病院
- 2 社会医療法人 順徳会 介護老人保健施設 ソルフィージュ
- 3 社会福祉法人 順徳福祉会 特別養護老人ホーム ソルメゾン

内容 医療、介護の上記3施設を見学します

対象者 福祉のお仕事へ就職を希望する方・関心のある方
 ※参加はハローワーク堺の受付となります

申込方法 介護職員・入浴介助・理学療法士・送迎運転手など

お申し込み・お問い合わせ ハローワーク堺 福祉人材センター
 〒591-8501 堺市東区大馬場2-20 堺市庁舎11F
 TEL:043-234-4444 FAX:043-234-4445
 ※お申し込みは電話でお願いいたします。
 ※お問い合わせは、平日(月～金)9:00～17:00
 (土・日・祭日を除く)

保育分野

保育の職場見学会
 10月4日(日) 10:00～13:00
 株式会社 つばき 保育園と保育園経営
 大阪府堺市東区2-2-1
 (会場: 堺駅前 徒歩5分)

1 10月29日(日) 10:00～13:00
 株式会社 つばき 保育園と保育園経営
 大阪府堺市東区2-2-1
 (会場: 堺駅前 徒歩5分)

2 10月29日(日) 10:00～13:00
 株式会社 つばき 保育園と保育園経営
 大阪府堺市東区2-2-1
 (会場: 堺駅前 徒歩5分)

3 10月29日(日) 10:00～13:00
 株式会社 つばき 保育園と保育園経営
 大阪府堺市東区2-2-1
 (会場: 堺駅前 徒歩5分)

保育士就職面接会
 2018年10月4日(木) 14:30～16:30
 株式会社 クオリス オフィススペース 堺駅前
 大阪府堺市東区2-5-24
 (会場: 堺駅前 徒歩5分)

参加施設

- 社会福祉法人 幸福福祉会 堺保育園 (住吉区山之内元町6-2)
- 株式会社 つばき 保育園と保育園経営 (住吉区住吉2-10-22)
- 学校法人 片上学園 (住吉区万代3-6-15)
- 株式会社 クオリス オフィススペース 堺駅前 (阿倍野区松原2-5-24)
- クオリスキッズ 堺駅前 (阿倍野区松原2-5-24)

建設分野

建設業界特別相談コーナー開設!!
 平成29年5月30日(火) 11:00～12:00 及び 13:00～15:00

- ・建設案件の現状は?
- ・年齢構成や女性進出状況は?
- ・人材育成の取り組みは?
- ・労働条件改善の取り組みは?
- ・現場の安全管理の徹底は?

等々 相談、説明が受けられます。
 お気軽にお越しください!!

お問い合わせ
 ハローワーク大阪南 福祉・建設等人材センター
 大阪市中央区南船場2-1-36 TEL:06-6942-4771(45F)



〔保育所見学会+面接会〕(阿倍野所)

実際の職場見学を通し、特に経験の少ない方や
 ブランクのある方の不安の軽減を図ることにより、
 より多くの求職者が保育分野での就業につながる
 よう支援する。
 見学会 事業所数3社、参加者数15名
 面接会 参加事業所数4社、参加者数25名
 のべ応募者数34名、就職者数16名

〔建設業界特別相談会〕(大阪東所)

人材確保対策コーナー設置所である大阪東所
 において、建設業に興味のある方を対象として、業
 界団体による特別相談会を実施。
 利用者数:4名(うち女性1名)

〔介護・医療施設見学バスツアー〕
 堺所 外5所共催。介護業界への知識を
 深めて就職を促すよう、介護業界セミ
 ナーと介護・医療施設の見学がセットに
 なったバスツアーを実施。参加者数28名



大阪働き方改革推進会議 介護労働に関する作業部会

介護事業における賃金ラダー、
 キャリアラダー(体系的な賃金上
 昇・キャリア形成)確立、非正規
 労働者の処遇改善、介護ロボッ
 トの開発促進に向けた支援等につ
 いて取り組む。
 平成28年12月から平成29年6月
 にかけて計4回開催。

介護・保育分野 ツア一型見学会・面接会 実績

	平成28年度(通年)	平成29年度(4月～9月)
実施回数	68	実施回数 37
事業所数	70	事業所数 37
参加者数	346	参加者数 187
就職件数	66	就職件数 27

〔ツア一型見学会・面接会〕
 福祉分野での就業に関する知
 識を深め、事業所に対する理解
 を促進した上で面接会を実施す
 ることによりマッチング機能の強
 化を図る。

【地方自治体との連携による就職支援】

職業安定の分野

【雇用対策協定の取組】

～雇用対策協定の締結状況～

- 大阪府、堺市、東大阪市、高槻市、吹田市、寝屋川市、柏原市の1府6市と雇用対策協定を締結
- 地域のニーズに合わせて、協定に基づく各種取組を実施

☆吹田魅力発見企業フェスタ☆
～吹田市のええ企業が集まる企業説明会&業界研究イベント～
平成29年7月5日(水) 13:00～16:00
千歳市民センター大ホール (受付開始 12:45～)

参加企業：12社
参加者：41人

<吹田市>

吹田市との協定事業として
吹田市内の企業の魅力を学生等の若者にPRするための企業説明会を開催
参加企業：12社
参加者：41人

ハローワーク吹田
出張マザーズコーナー
in 寝屋川市

毎月、第2・第4金曜日の午前中、就業履歴10年以上に「ハローワーク吹田 出張マザーズコーナー」を開催します。

9月の日程は…
・平成29年9月 8日(金)
・平成29年9月 22日(金)
11月も半額増の30分～1時間開催します。

～寝屋川市立産業振興センター 寝屋川市東大町2-1-4

働きたい子育て中の方も子育てが一段落された方も応募します！
子育て支援のノウハウ、就職相談のアドバイス、就職履歴の書き方など、お役立ちのサービスが満載です。

お申し込みは、お電話でお申し込みください。
寝屋川市立産業振興センターまでお電話にてお申し込みください。
TEL: 072-828-0751

ハローワーク吹田出張マザーズコーナー
吹田市民センター5F
TEL: 072-841-3939 (4線)
平日 9:00～17:15 (土曜祝祭日)
〒599-0201 吹田市東大町2-1-4
ホームページ http://osaka-hellowork.jp/kyushu_mothers.html

<寝屋川市>

寝屋川市との協定事業として
寝屋川市関連施設内で、子育て世帯の就職支援のための出張相談を月2回開催。
定期開催は府内で初めて。

参加企業 16社(予定)
2017年 6月 28日(水) 14～16時
(15時45分受付終了)
会場: アゼリア柏原6階

合同就職面接会
就職先を探している企業へ就職先を探している求職者へ
就職先を探している企業へ就職先を探している求職者へ

参加企業: 17社
参加者: 103人

<柏原市>

柏原市・柏原市商工会との協定事業として
地元就職を支援するための合同面接会を開催
参加企業：17社
参加者：103人

【一体的実施の取組】

- 大阪府、大阪市、堺市、寝屋川市、柏原市と7拠点で実施
- ハローワークコーナーによる紹介就職件数（生活保護常設窓口を除く）
平成29年9月末現在 2,136件（前年同期比 98.3%増）

大阪府との連携強化

【OSAKAしごとフィールド】

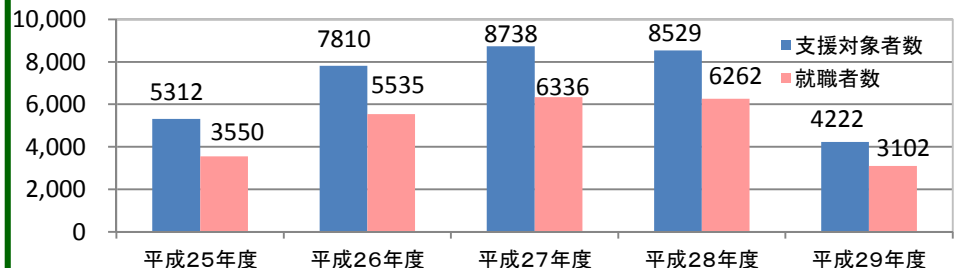
平成29年5月 施設リニューアルに伴い
ハローワークコーナーとの連携を強化

- ・ハローワークコーナーの窓口人員体制を増員
- ・施設利用者に対するセミナーの定期開催
- ・一部の職業訓練の受講相談・申込みをワンストップで実施



【生活保護受給者等に対する就労支援】

- 地方自治体との連携により生活保護受給者等に対する常設の職業相談窓口を自治体福祉事務所に設置
⇒ 計21箇所
H25年度：10箇所 H26年度：4箇所
H27年度：4箇所 H28年度：1箇所
H29年度：2箇所
- 就職率・就職者数ともに高水準を維持
H29年9月末現在
生活保護受給者等就労自立促進事業
就職者数：3,102人
就職率：73.5%



【若年者に対する雇用対策の推進】

職業安定の分野

【新規学卒者に対する就職支援の取組】

○大阪新卒応援ハローワーク
施設に常設ブース(レギュラーマッチングブース)を
設置し、企業説明会を実施。

実施回数 299回

面接者数 2,486人(平成29年9月末現在)



○就労型インターンシップの実施(大阪労働局モデル事業)

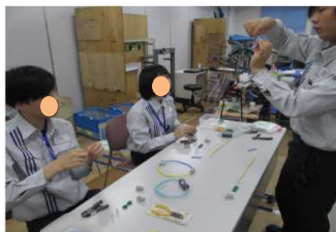
[特徴]

●雇用契約を結ぶことで、より実際の就業に近い経験(賃金を得るための就労や労働関係法令の適用等)が可能。

●収入を得られることから、学生に対する誘引効果が高く、人手不足分野の業界理解促進につながりやすい。

◆企業の声
通常の無償型と違い、責任のある仕事を任せられる

◆学生の声
責任のある仕事を任せてもらえ、『私を使ってください!』という気持ちで、自ら考えて業務に取り組んだ。



○ユースエール認定企業【大阪労働局】

認定 11社(平成29年9月末現在)

引き続き制度の周知を図り、若者の適職選択を促進するとともに、企業が求める人材の円滑な採用を支援。



認定書交付式

【フリーターに対する正社員就職支援の取組】

○「大阪わかものハローワーク」「あべのわかものハローワーク」の2ヶ所のわかものハローワークと各ハローワークの「わかもの支援窓口」において、担当者制による個別支援を中心としたフリーターに対する就職支援を実施。

グループ支援

就職を目標としている若者が集まり、2週間で6日間(計30時間)のグループワークを通じ、情報交換やコミュニケーション能力の向上を図る。

・わかハロ就活クラブ(大阪わかものハローワーク)
参加者: のべ740人(平成29年4月~9月)

・わかもの就活クラブ(あべの・わかものハローワーク)
参加者: のべ151人(平成29年4月~9月)



わかハロ就活クラブ

○就職面接会等各種イベントの実施

フレッシュ☆就職フェア2017

平成29年6月7日(水)
大阪労働局主催

参加企業数: 50社
参加者数: 195人



○マザーズハローワーク事業の推進

- マザーズハローワーク [難波・堺]
- マザーズコーナー
[梅田、淀川、布施、千里、藤井寺、泉大津、枚方、高槻]



ハローワーク淀川マザーズコーナー(H29.4設置)

○マザーズWEEKの実施

5月の母の日前後2週間に子育てと仕事の両立を支援するセミナーや面接会等のイベントを集中的に実施。

平成29年5月8日～5月20日
マザーズハローワークとマザーズコーナー
計10カ所を実施

参加者数 : 661人



○女性活躍推進セミナー

～女性も男性も活躍できる企業へ～の実施

事業所内におけるダイバーシティの普及と子育てと仕事の両立への理解促進を目的として実施。

参加者数: 75人



企業の経営者・人事労務担当者の皆さまへセミナーのご案内

女性活躍推進セミナー

日時: 5月30日(火) 13:00～16:00
12:30～受付開始

参加無料

女性も男性も活躍できる企業へ

第1部 13:00～14:30
多様な人材が活躍できる企業を目指して
講師: 船橋 博子氏、高橋 美穂氏、山本 由美子氏
船橋氏は、元々、女性活躍推進の推進者として、企業経営者や人事労務担当者に対して、女性の活躍推進の重要性を訴え、具体的な施策の提案を行っています。高橋氏は、元々、女性の活躍推進の推進者として、企業経営者や人事労務担当者に対して、女性の活躍推進の重要性を訴え、具体的な施策の提案を行っています。山本氏は、元々、女性の活躍推進の推進者として、企業経営者や人事労務担当者に対して、女性の活躍推進の重要性を訴え、具体的な施策の提案を行っています。

第2部 14:45～15:30
女性活躍推進の推進者としての役割
講師: 船橋 博子氏、高橋 美穂氏、山本 由美子氏
船橋氏は、元々、女性活躍推進の推進者として、企業経営者や人事労務担当者に対して、女性の活躍推進の重要性を訴え、具体的な施策の提案を行っています。高橋氏は、元々、女性の活躍推進の推進者として、企業経営者や人事労務担当者に対して、女性の活躍推進の重要性を訴え、具体的な施策の提案を行っています。山本氏は、元々、女性の活躍推進の推進者として、企業経営者や人事労務担当者に対して、女性の活躍推進の重要性を訴え、具体的な施策の提案を行っています。

第3部 15:45～16:00
女性活躍推進の推進者としての役割
講師: 船橋 博子氏、高橋 美穂氏、山本 由美子氏
船橋氏は、元々、女性活躍推進の推進者として、企業経営者や人事労務担当者に対して、女性の活躍推進の重要性を訴え、具体的な施策の提案を行っています。高橋氏は、元々、女性の活躍推進の推進者として、企業経営者や人事労務担当者に対して、女性の活躍推進の重要性を訴え、具体的な施策の提案を行っています。山本氏は、元々、女性の活躍推進の推進者として、企業経営者や人事労務担当者に対して、女性の活躍推進の重要性を訴え、具体的な施策の提案を行っています。

お問合せ・お申込み: 大阪労働局 職業安定課 職業対策室 Tel: 06-4790-6302
厚生労働省・大阪労働局・ハローワーク

○ハローワークプラザ難波 女性活躍応援コーナーの取組み

女性活躍応援WEEK(10/2～10/6)の開催

各種セミナーと、女性が活躍できる企業との面接会を実施。
大阪市と連携して、大阪市営地下鉄の全線で中吊り広告を実施するなど、積極的に広報。

参加者数 : 135人



パソコン講座の開催

「就職に役立つ 初級パソコン講座」を大阪市と6月から毎月共催。
大阪市と連携して、大阪市営地下鉄の全線で中吊り広告を実施するなど、積極的に広報し、広域から参加者が集まっている。

参加者数のべ104人
(6月～9月)

毎月開催!!

就職に役立つ 初級パソコン講座

9月4日(水) 9時～11時

参加費無料

お申し込み: 06-4790-6302

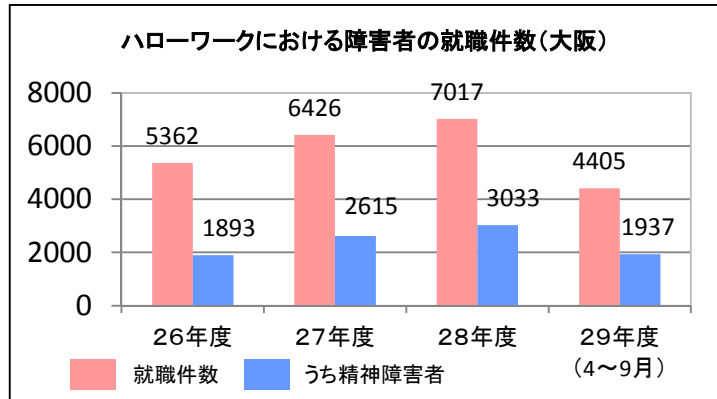
【障害者・高年齢者雇用対策の推進】

職業安定の分野

【障害者の雇用対策】

○ハローワークにおける障害者の就職件数について

平成29年9月末現在 4,405件(前年同期比:11.1%増)



○障害者の雇用促進

平成30年4月1日から障害者法定雇用率が上げられることとなり、企業の雇用意欲が高まっていることから、「障害者就職面接会」を、規模を拡大して実施した。

【障害者就職面接会の開催】

平成29年10月4日(水) 参加者数:925名
参加企業数:123社 (過去最大規模での開催)



○精神・発達障害者の職場定着推進事業

精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者(精神・発達障害者しごとサポーター)となっていただくことにより、職場定着を図る。

【精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催】

平成29年9月7日(木) 参加者数:331名
次回開催予定:12月・3月



【高年齢者の雇用対策】

○生涯現役支援窓口の設置

ハローワーク大阪東・梅田・阿倍野・堺・茨木・門真に「生涯現役支援窓口」を設置し、担当者制による再就職支援や各種ガイダンス等を実施
特に65歳以上の高年齢者への就職支援を強化



【ハローワーク大阪東生涯現役支援窓口】

○高年齢者が応募しやすい求人の情報提供

各ハローワークにおいて「高年齢者が応募しやすい求人」を確保
確保した求人については求人情報提供パソコンにおいて、検索ボタンを設定し、高年齢者に対する情報提供を実施

○シニア向け就職面接会の開催

55歳以上の求職者を対象に就職面接会を開催。



【いきいきシニア就職面接会の様子】

【外国人雇用対策の推進】

職業安定の分野

○近畿ブロック外国人留学生合同企業説明会2017の開催

平成29年5月26日 大阪府立体育館
近畿ブロックの労働局と連携し、**過去最大級の149社**の企業が参加
留学生を含めた**来場者数1050名**



○外国人労働者雇用啓発セミナーの開催

平成29年6月16日 エル・シアター
昨年度より**規模を拡大**し、外国人労働者を雇用する
事業主を対象にセミナーを開催
参加者621名



○外国人留学生就職面接会2017の開催



平成29年11月15日
OMMビル2階展示ホール
昨年度より**規模を拡大**して
64社を集めた面接会を開催

【職業訓練を活用した就職支援】

○職業訓練コース説明会の開催

ハローワーク単位で行って
いた取組の規模を拡大し、
大阪府内6ブロックで
職業訓練コース説明会を開催

第一弾として平成29年9月28日
大阪市内ブロック 職業訓練コース
説明会。同時にスタートガイダンス、
職業理解セミナーを開催。
(過去最大 参加校15校)

今後、順次開催予定。



【スタートガイダンスの様子】



【職業訓練コース説明会の様子】

○ものづくりって何だ?! バスツアーの開催

若者を対象に、ものづくり分野へのイメージを明確化し、ものづくり分野への就職可能性を高めるため、職業訓練施設を見学する**ツアー型見学会を開催**

- 第1回 平成29年6月22日 ポリテクセンター関西・大阪府立北大阪高等職業技術専門校の見学と事業所見学**(定員30名を上回る36名の参加)**
- 第2回 南大阪高等職業技術専門校 第3回 東大阪高等職業技術専門校・ポリテクセンター関西(予定)



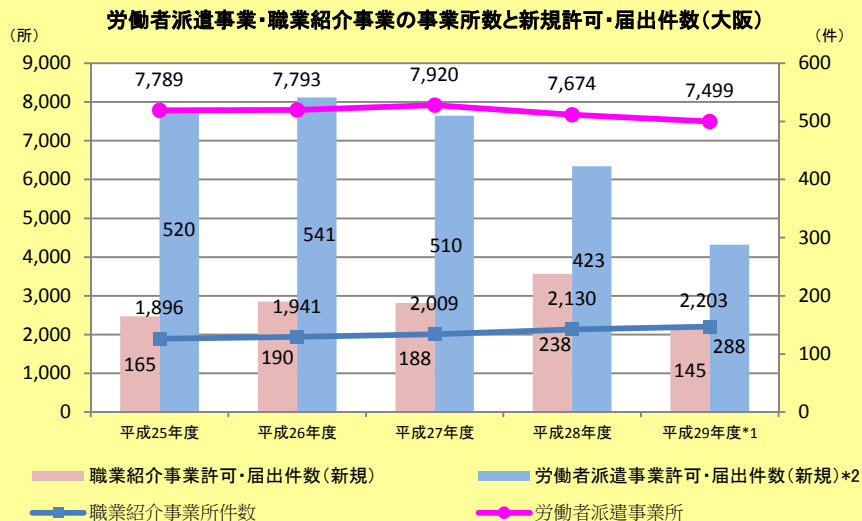
【ポリテクセンター関西施設見学の様子】



【事業所見学の様子】

労働力需給調整事業の適正な運営の確保

ア 許可申請・届出事業者及び派遣労働者への法制度の周知徹底



*1 平成29年度は、平成29年9月末現在の数値である
*2 平成27年9月法改正により届出制が廃止されずすべて許可制となる

●特定労働者派遣事業から許可制の労働者派遣事業への切替説明会(4月～9月)

19回 316名

●許可申請・届出受理後説明会(4月～9月)

労働者派遣事業 12回 345事業所
(前年同期 12回 268事業所)
職業紹介事業 12回 199事業所
(前年同期 12回 247事業所)

●労働者派遣セミナー(4月～9月)

6回 111人(前年同期 7回 141人)

●業界団体等への講師派遣状況(4月～9月)

3団体 3回 105人(前年同期 4団体 4回 634人)

イ 許可申請・届出に対する適切な調査確認

●新規事業説明会(4～9月)

労働者派遣事業 6回 74人(前年同期 6回 76人)
職業紹介事業 6回 78人(前年同期 6回 50人)

ウ 労働者派遣法、職業安定法等の遵守徹底

●指導監督の状況

	平成29年度(4月～9月)	前年度同期
職業紹介事業(個別指導)	61件	71件
労働者派遣事業 (個別指導)	派遣元	300件
	派遣先	26件
請負関係事業(個別指導)	78件	53件

●集団指導(許可申請・届出受理後説明会)の実績については、左記アに掲載。

●行政処分の実績(次ページに掲載)

エ 派遣労働者に対する積極的な支援等

●派遣労働者からの苦情・相談(4～9月) * 四半期毎に集計

11, 104件(前年同期 12, 176件)
※指導監督が必要な事案についてはできる限り早期に全て対応

オ 派遣労働者に関する均等・均衡待遇の確保に向けた取組

●「派遣労働に関する作業部会」

大阪働き方改革推進会議において策定された基本方針に基づき、派遣労働者に関する均等・均衡待遇の確保に向けた取組推進のため、平成29年6月20日、第1回 作業部会を開催

労働力需給調整事業の適正な運営の確保

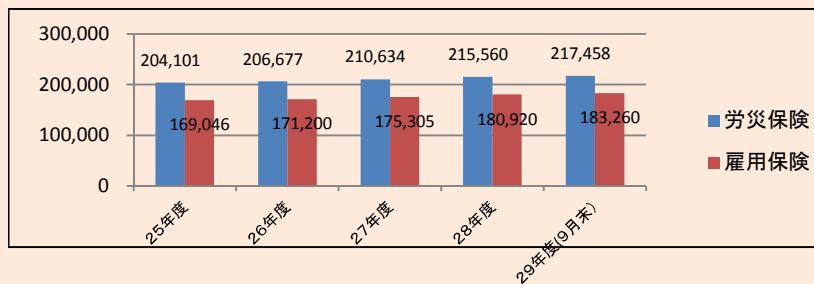
平成29年度大阪労働局需給調整事業部 行政処分一覧表(平成29年9月末現在)

	処分日	処分内容	処分理由	備考
特定労働者 派遣事業主 A社	平成29年8月28日	労働者派遣事業停止命令 (2カ月)及び労働者派遣 事業改善命令	次の①②の法違反を行っていることが明らかになったため。 ①複数の派遣先に対して、常時雇用される労働者以外の労働者を少なくとも延べ2,374人日派遣し、労働者派遣事業を行った。 ②特定労働者派遣事業を行う事業所として本店のみ届出していたが、他府県に所在する営業所で必要な届出を行うことなく、労働者を少なくとも延べ9,105人日派遣し、労働者派遣事業を行った。	

労働保険未手続事業一掃対策の推進

平成29年度労働保険適用促進計画に基づき、局・署・所が一体となって取組を実施

● 労働保険適用事業場数の推移(大阪)



● 対策の取組実績

	平成29年度 (29年9月末)	平成28年度 (28年9月末)	平成28年度
手続指導による 自主成立	567件	592件	1,208件
職権による成立 (自主成立を拒んだもの)	3件	7件	31件 (全国第1位)

労働保険料の収納率の維持・向上

労働保険料の適正徴収を期するため、実行ある滞納整理を実施

- 年度別労働保険料収納率(大阪)
収納率は、徴収決定額に占める収納額の割合です。

	平成29年度 (29年9月末)	平成28年度	平成27年度
徴収決定額	2,072億円	2,383億円	2,688億円
収納額	877億円	2,352億円	2,652億円
収納率 ()は全国	42.32 % (42.77 %)	98.71 % (98.61 %)	98.67 % (98.54 %)

(参考)	平成29年9月	平成28年9月	平成27年9月
徴収決定額	2,072億円	2,364億円	2,665億円
収納額	877億円	992億円	1,107億円
収納率 ()は全国	42.32 % (42.77 %)	41.96 % (42.38 %)	41.54 % (41.80 %)

- 実効ある滞納整理の実施
複数年にわたり滞納を繰り返している事業主や多額の労働保険料を滞納している事業主等に対しては差押を実施しています。

	平成29年度 (29年9月末)	平成28年度	平成27年度
差押状況	343件	484件	421件

(参考)	平成29年9月	平成28年9月	平成27年9月
差押状況	343件	244件	188件